

徳監第1022号
令和4年5月9日

三原 大輔 様

徳島県監査委員	近 藤 光 男
同	岡 崎 悦 夫
同	大 寺 健 司
同	西 沢 貴 朗
同	梶 原 一 哉

令和4年4月4日に提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく徳島県職員措置請求については、次の理由により却下する。

第1 請求の要旨

1 請求趣旨

措置を求める具体的な財務会計上の行為は、とくしま記念オーケストラ事業における平成24年度、平成25年度の支出、報償費、旅費、雑役務費約96万円相当を平成26年3月8日に行われた徳島ヴォルティスJ1ホーム開幕戦記念演奏会の清算（平成26年4月15日作成）に計上したことである。

この行為については、令和4年2月17日に行われた徳島県議会において県議会議員、山田豊氏と同じく県議会議員、扶川敦氏の一般質問、新聞報道により県民に広く周知された。主な質問趣旨は、「これらの事実は、徳島記念オーケストラ事業の下請け業者であった元音楽プロダクションの代表者が、脱税で有罪判決を受けた際に作成された刑事確定記録に記録されていたもので新たに判明した。徳島県は改めて違法行為を再調査すべきである。」というものであった。しかし、徳島県としては、「事業は適正に執行された。」との認識であり、主体的に裁判資料を入手し、内容を確認する考えがないという回答であった。

この行為は、年度をまたぐ支出、繰越明許費であり議会の承認が必要であるにも関わらず、実際に徳島県議会の承認を得ることなく行った行為であり、事実であれば違法である。

仮に、元音楽プロダクション代表者の脱税事件に係る刑事確定記録に記録されていることが事実であるならば、当時の担当職員が行った行為は明らかに背任行為である。よって徳島県に対し、次の措置を求める。

2 求める措置

- (1) 徳島県議会議員，山田豊氏，扶川敦氏が入手している元音楽プロダクション代表者の脱税事件に係る刑事確定記録を入手し，改めて事実確認を行う措置をとること。
- (2) 明らかな違法行為を認めることとなった場合は，それらの行為の再発防止の措置をとるとともに，その違法行為を行った職員に対し損害を賠償させるなどの必要な措置をとること。

(事実証明書の記載は省略する。)

第2 決定の理由

住民監査請求における請求の期間については，地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第2項によると，「財務会計上の行為」のあった日又は終わった日から1年以内とされているが，同項ただし書において「正当な理由」があるときはこの限りではないと定められている。

ここで，請求期間の正当性を確認するために，本件請求の財務会計上の行為について整理すると，まず，請求人の主張する「措置を求める具体的な財務会計上の行為」は，「とくしま記念オーケストラ事業における平成24年度，平成25年度の支出，報償費，旅費，雑役務費約96万円相当を平成26年3月8日に行われた徳島ヴォルティスJ1ホーム開幕戦記念演奏会の清算（平成26年4月15日作成）に計上したこと」であり，請求期限の1年を大幅に徒過していることは明白である。

次に，請求期間徒過の「正当な理由」（別記1 最高裁判決 参照）について検証すると，請求人は，「この行為については，令和4年2月17日に行われた徳島県議会において県議会議員，山田豊氏と同じく県議会議員，扶川敦氏の一般質問，新聞報道により県民に広く周知された。主な質問趣旨は，『これらの事実は，徳島記念オーケストラ事業の下請け業者であった元音楽プロダクションの代表者が，脱税で有罪判決を受けた際に作成された刑事確定記録に記録されていたもので新たに判明した。』」旨主張している。本件刑事事件については，平成30年当時，地元放送局や新聞等でも盛んに報道されていた状況を鑑みるに，客

観的に見て、請求人を含め、本事案に関心を寄せる県民の多くが、平成30年3月26日に東京地裁の判決があった事実を把握していたと推定される。また、本件刑事事件に係る「刑事確定訴訟記録」（別記2 参照）は、事件が終結した後3年経過後までは、何人にも閲覧できる状態にあったものであることから、平成30年当時に「相当の注意力」をもって調査すれば知ることが可能であり、結果、知ることができたときから4年以上が経過していると判断するのが妥当である。

以上のことから、本件請求は、法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象とならない不適法なものと判断し、却下する。

(別記1 最高裁判決) 最高裁判所第二小法廷昭和63年4月22日判決, 最高裁判所第一小法廷平成14年9月12日判決抜粋

法第242条2項本文は, 普通地方公共団体の執行機関, 職員の財務会計上の行為は, たとえそれが違法, 不当なものであったとしても, いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るものとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして, 監査請求の期間を定めている。しかし, 当該行為が普通地方公共団体の住民に隠れて秘密裡にされ, 1年を経過して初めて明らかになった場合等にもその趣旨を貫くのが相当でないことから, 同項ただし書は, 「正当な理由」があるときは, 例外として, 当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過した後であっても, 普通地方公共団体の住民が監査請求をすることができるようにしているのである。したがって, 上記のように当該行為が秘密裡にされた場合には, 同項ただし書にいう「正当な理由」の有無は, 特段の事情のない限り, 普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか, また, 当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。そして, このことは, 当該行為が秘密裡にされた場合に限らず, 普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合にも同様であると解すべきである。したがって, そのような場合には, 上記正当な理由の有無は, 特段の事情のない限り, 普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。

(別記2)

刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)

第53条第1項抜粋

何人も, 被告事件の終結後, 訴訟記録を閲覧することができる。

刑事確定訴訟記録法(昭和62年法律第64号)

第4条第1項抜粋

保管検察官は, 請求があったときは, 保管記録を閲覧させなければならない。

第4条第2項抜粋

保管検察官は, 保管記録が刑事訴訟法第53条第3項に規定する事件のもので

ある場合を除き、次に掲げる場合には、保管記録（第2号の場合にあつては、終局裁判の裁判書を除く。）を閲覧させないものとする。

二 保管記録に係る被告事件が終結した後3年を経過したとき。